

令和4年度 福祉の仕事職場体験事業 実施要項

1. 目的

福祉・介護分野への就労を考えている方などを対象に、福祉の職場での体験とおし仕事への理解を深め、就労を促進することを目的として本事業を実施します。

2. 主催

社会福祉法人山形県社会福祉協議会 山形県福祉人材センター
(以下「本会」という。)

3. 対象者

福祉・介護の仕事に興味があり、就労を考えている次のいずれかに該当する方を対象とします。

- (1) 福祉・介護の仕事未経験のため、就労への不安を解消したい方
- (2) 介護職員として現場復帰したい方
- (3) 職場体験を通して、自己の適性を確認したい方

4. 体験実施期間

令和4年6月1日～令和5年2月20日（土日・祝日は除く）

※申込受付期間：5月23日～2月6日

5. 体験日数・時間

体験日数は原則として2日間とします（連続しなくても可）。

1日当たりの体験時間は、原則として9時～15時（昼食休憩含む）とします。

※体験回数の上限は、一人2回までとします。

6. 体験先施設・事業所

本会が調整した受入施設・事業所（高齢者・障害者分野）であって、参加者が希望するところとします。なお、受入施設・事業所一覧は本会のホームページに掲載します。

- (1) 介護保険法に規定する介護保険施設（介護予防）、居宅サービス事業所（介護予防）、地域密着型サービス事業所、老人福祉法に規定する老人福祉施設で介護職員の配置が義務づけられている施設・事業所
- (2) 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者福祉サービス事業（居宅介護、同行援護、行動援護、重度訪問介護、療養介護、生活介護、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び短期入所）を行う施設・事業所

7. 参加費

参加費は無料とします。（交通費・昼食代は自己負担）

8. 体験内容

- ・施設・事業所の概要説明や施設見学
- ・職員との交流（現場で働く職員の話・質疑応答）
- ・利用者との交流（話し相手、レクリエーション、行事への参加等）
- ・日常業務の体験（配膳・下膳、洗濯物の整理、清掃）等

9. 実施方法

- (1) 体験申込み ※令和4年5月23日～令和5年2月6日まで

体験希望者は、体験希望日程の2週間前までに「体験申込書」（様式2）を記入のうえ、FAX または郵送にて本会にお申込みください。



- (2) 受入の調整

本会は、「体験申込書」（様式2）の記載内容に基づき、受入施設・事業所を調整し、双方に連絡します。受入の調整がついた時点、または体験希望日程の1週間前までに体験希望者に決定通知を送付します。



- (3) 職場体験への参加

体験希望者は、職場体験に参加してください。



- (4) 体験報告

体験者は、体験終了日に「体験記録」（様式3）を記入し、受入施設・事業所の担当者に提出してください。



- (5) 体験者へのフォローアップ

提出された体験記録には受入施設・事業所のコメントを添えて、本会から体験者に返送します。

また、必要に応じ、福祉・介護分野の職場に関する情報提供や就労あっせん等のフォローアップを行います。

10. 感染症に関する事項について

- (1) 体験者は、体験日の朝に必ず検温してください。風邪の症状がある方や37.5℃以上の発熱がある方は参加をお断りします。
- (2) 体験者は、体験日毎に「健康状態申告シート」（様式5）を受入施設・事業所の担当者に提出してください。
- (3) 体験中はマスクを着用してください。（マスクはご持参ください。）
- (4) 適宜、手洗いや手指の消毒をお願いします。
- (5) 施設内での感染防止対策については、指示に従ってください。

11. その他

- (1) 体験者の体験中の事故に備え、本会でボランティア行事用保険に加入します。保険料は本センターで負担します。
- (2) 感染症等の影響により中止とすることがあります。その場合、本会ホームページでお知らせします。

【問い合わせ先】

社会福祉法人山形県社会福祉協議会 山形県福祉人材センター【担当／阿部和正】
〒990-0021 山形県山形市小白川町2-3-30 山形県小白川庁舎内
TEL 023-633-7739 FAX 023-633-7730